解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

静岡県富士宮市上条二〇五七番地

財団法人日蓮正宗教学護法財団

代表清算人　八木　日照

代表清算人　水島　公正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

鳥取県八頭郡若桜町大字若桜六六五番地

学校法人若桜幼稚園

清算人　松本　米子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

山口県宇部市港町一丁目一二番一二号

特例財団法人宇部海員会館

代表清算人　内田　英明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日定款所定の解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

佐賀県鳥栖市本町二丁目七四番地五

財団法人本町会館

代表清算人　水田　哲夫

解散公告（第二回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

熊本県人吉市上青井町一四九番地一

財団法人人吉商業専門学校

代表清算人　前田公一郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

宮城県加美郡加美町字北町二番一三九番地の一

社団法人加美郡医師会

代表清算人　有馬　恒彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十八日文部科学大臣の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

群馬県高崎市八千代町二丁目四番二号

学校法人堀越学園

代表清算人　福田　星人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日開催の理事評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

群馬県前橋市大手町二丁目一二番一号

財団法人前橋市学校給食会

代表清算人　佐藤　博之

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

東京都文京区大塚三丁目二九番一号

財団法人日本教育研究連合会

代表清算人　髙野　尚好

解散公告（第三回）

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

神奈川県伊勢原市桜台二丁目六―八金山ハイツ一〇二

医療法人メディクルケアネット

代表清算人　坂間　晃

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十八日、大阪府知事の認定を受け、平成二十五年三月三十一日目的たる事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

大阪市平野区平野東一丁目五番一三号

学校法人新家学園

清算人　南方　学

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

兵庫県美方郡香美町香住区香住一〇七番地

職業訓練法人香美町職業訓練協会

清算人　伊藤　基嗣

解散公告（第三回）

当組合は、明石市長の解散認可により、平成二十五年三月二十九日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

兵庫県明石市中崎一丁目五番一号　明石市土地区画整理協会内

明石市谷八木北土地区画整理組合

代表清算人　橋本　賢一

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

奈良県天理市川原城町六〇五番地

天理市土地開発公社

清算人　福井　常夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

広島県三次市十日市中二丁目八番一号

財団法人三次市開発公社

代表清算人　久行　康夫

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年四月十八日大分県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

大分県国東市安岐町中園一〇〇

清算法人安岐土地改良区

代表清算人　後藤耕一郎